

問 「書いてみようクーリング・オフはがき」があるが、必ずしも本人が書かなくても代筆でもかまわないという理解でいいのかどうか。クーリング・オフは法律的な効果をとまなう重要なものなので、本人以外が書いていいのか悪いのか、このパンフには書いてない。本人が書きなさいという趣旨に見えるのでその点を確認したい。

答 クーリング・オフ書面の代筆については、実際上も近親者等による代筆も行われているが、事業者が書面の無効を主張して紛争になることも少なくない。

消費者が代筆者に対し、真意によってクーリング・オフ書面の作成を委任した場合には、作成された書面は消費者本人の有効な意思表示となると考えられる。

ただし、委任の効果の有無については、民法の一般原則によることになる。